

## 館林市 YouTube 運用方針

### 1 趣旨

本方針は、市が YouTube(ユーチューブ)を動画掲載媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

### 2 運用主体等

運用主体は館林市とし、運用管理責任者は秘書課長とする。アカウントの管理、動画の配信等は秘書課が行うものとする。

### 3 アカウント名

アカウント名は「館林市」とする。

### 4 適用範囲

本運用方針は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一般職、特別職の区分にかかわらず、全ての館林市職員、運用を委託された業者等（以下職員等という。）に対して適用する。

### 5 運用全般に関する事項

- (1) 職員等が YouTube から動画を配信する場合は、その内容について所属長の許可を受ける。許可を受けた動画は、秘書課が配信するものとする
- (2) YouTube から動画を配信する各課等は、本運用方針に基づいて適切な運用を行う

### 6 配信内容

動画情報を配信することで、多くの利用者へ館林市の魅力を伝え、市政への理解を深めることを目的とし、下記の内容を配信するものとする。

- (1) 市の施策・事業に関する映像
- (2) 市が主催・共催するイベント映像
- (3) その他、所属長が許可した映像

### 7 利用に当たっての留意事項

職員等は下記の事項に留意して YouTube を利用する。

- (1) 基本的人権、著作権等に関して侵害することのないよう、十分留意しなければならない
- (2) 発信した情報に対する反応については、誠実かつ冷静に対応するよう努めなければならない
- (3) 地方公務員法その他の関係法令並びに、市職員の服務に関する規程等を遵守しなければならない
- (4) 原則、動画配信のみを行い、動画に対するコメント等については受け付けない

- (5) 予告なく運用方針の変更や運用の中止をする場合がある
- (6) 当アカウントの内容について、無断で複製・転用することを禁止する
- (7) アカウントパスワードを流失した場合、悪用される危険性があることから、厳重な管理を行う

## 8 禁止事項

YouTube を運用するに当たり、下記の事項に該当する行為を禁ずる。

- (1) 他者を侮蔑すること
- (2) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報の配信
- (3) 市のセキュリティを脅かす恐れのある情報の配信
- (4) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させること
- (5) 違法若しくは不当、又はそれらの行為を煽ること
- (6) 流布することを目的とした事実と異なること
- (7) 閲覧者に損害を与えようとするサイト及びわいせつな内容を含むサイトに関すること
- (8) 故意にネットワーク上の善意の情報交換を妨げようとする事
- (9) 公序良俗に反すること
- (10) その他市が不適切と判断した情報の配信

## 9 違反行為又は事故発生時の対応

この運用方針に違反する行為があった場合、あるいは違反行為による事故が発生した場合は、関係法令に準じて対応するものとする。

## 10 免責事項

下記の事項の他、当ページに生じた如何なる損害についても館林市は一切の責任をおいませ

- (1) 利用者が当ページの情報を用いて行う一切の行為
- (2) 利用者が当ページを利用したことにより、または利用できなかったことにより被った損害
- (3) 当ページに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害
- (4) 当ページに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル又はその被った損害

## 11 その他

本運用方針に定めるものの他、実施について必要な事項は運用管理責任者が別に定める。

本運用方針は、平成28年 10月 3日から施行する